



# 情報通

2020. May

5月号

発行：東京税理士会 情報システム部  
 題字：神津 信一 (四谷)  
 (税理士会員章の日輪と八重桜をイメージしています。)

## PPAPをやめましょう ～働き方改革の第一歩～

PPAP総研 大泰司 章 氏

最近、どうやらピコ太郎さんではなさそうなPPAPについて見聞きすることはありませんか？一体これは何のことでしょう。情報システム部では本年1月に行った、この『PPAP』に関する勉強会の内容を皆様に共有すべく、今月号は講師を務められたPPAP総研の大泰司 章氏にご解説いただきました。

### 1. PPAPとは

ふだんの仕事の中で、もっともよく使う連絡手段はメールではないでしょうか。メールは郵便やFAXといった手段と比べると、スピード、コスト、再利用が可能という点で、大変優れた手段です。現在ではもっと効率のよいツールが出てきているとはいえ、メールアドレスは誰でも持っていて誰にでも届けられるという点で、まだまだ健在です。

メールにはWORDやEXCEL、PDFといったファイルを手軽に添付して送ることができるのも便利です。ところが、いつの頃からか、添付ファイルをZIPという形式で暗号化し、パスワードを2通目のメールで送るということが広まってしまいました。どうもこれは日本だけの現象のようなのです。

私はこのようなメールの送り方を『PPAP』と名付けました。

### 2. PPAPは受信者の業務効率を落とすだけで無意味

はたしてPPAPに意味はあるのでしょうか。

1通目のメールを悪意ある人に盗まれてしまったとします。1通目のメールを盗める人は、容易に2通目のメールを盗むことができるでしょう。2通目のメールを盗んでしまえば、そこに書いてあるパスワードを使って1通目のメ

ールに添付されていた暗号化されているZIPファイルを読むことができます。つまり、暗号化した意味がありません。

【P】 assword つき zip ファイルを送ります

【P】 assword を送ります

【A】 n号化

【P】 rotocol

もともと、「秘密の情報を書いてあるファイルは暗号化して、そのパスワードは別の手段で送らしましょう。」という情報セキュリティ対策がありました。別々の手段で送られる情報の両方を盗むのは難しいので安全だという考え方ですね。それが、いつの間にかパスワードを2通目のメールで送るようになりました。さらに、これを手動でやるのは面倒ですから、添付ファイルを自動で暗号化し、パスワードを自動で送るといったソリューション(商品)が広まりました。このソリューションを使うと、送信者が秘密の情報かどうかを判断するのではなく全ての添付ファイルを暗号化してしまいます。これこそが『PPAP』です。

PPAPは送信者にとっては一見便利に見えますが、受信者にとっては最悪です。秘密にする必要のない情報を含めて、全ての添付ファイルをわざわざ復号する(暗号化されたファイルを元のファイルに戻す)作業が必要になります。効率が悪い・パスワードが見つからない・環境によってはファイルが開けない・コンピュータウイルスのチェックにひっかからない等…良いことは何もありません。

メール本文に対しては、名前や敬称、挨拶等の書き方がうるさく言われるわりに、こんなに相手に失礼な送り方はないですね。

### 3. PPAPに代わるもの

では、どうすればPPAPをやめられるのでしょうか。

S/MIME(エスマイム)という別の送り方をすることができます。多くのメールソフトで自動で暗号化や復号ができるので、使ってみると大変便利です。ただし、受信者が電子証明書を持っていないため、少しハードルが高いです。相手が電子証明書を持っていないので使えない、使わないから電子証明書を持たない、という「にわとりたま

ご問題」が発生しており、普及にはまだまだ工夫の余地があります。

ここに掲載した写真は、JIPDEC(一般財団法人日本情報経済社会推進協会)で作ったジップロック(ファスナー付きのプラスチック製保存用バッグ)のノベルティです。「エスマイぬ」というS/MIME普及のキャラクターが載っています。



他にも、もっと手軽な方法としては、オンラインストレージ(ファイルを置いておく場所)の利用があります。送信者はファイルをそこに置いておきます。受信者はそこにファイルを取りにいけばいいのです。

現在爆発的に広がっている電子契約サービスを使う方法もあります。電子署名が使えるサービスを使えばハンコもやめることができます。

その他にも、グループウェアやチャット、SNSなど便利な情報共有のツールはいろいろあります。

顧問先等、ファイルのやりとりが頻繁に発生する相手とは、メールではなく、こうしたツールを使うと双方の業務効率は劇的に上がります。

### 4. PPAPを乗り越えて電子契約を

ところで、ご承知の通り2023年から消費税のインボイス(適格請求書)制度が始まります。皆さまの関与先からの報酬についてこれまで、月額顧問料を口座引き落としにしている場合は請求書や領収書を発行していませんでしたが、今後は毎月全ての顧問先にインボイスを発行することが必要になります。その際は是非、紙のインボイスではなく電子インボイスを発行していただきたいと思います。ただし、メールを使うときは、決してPPAPで送らないようにお願いします。

一方で、毎月の作業が大変だということで、①顧問先との契約書の存在、②口座引き落としの記録(通帳等)の条件があればインボイスを発行しなくても良いと伺いました。さて、全ての関与先について顧問契約書が、都度インボイスを発行しなくても良いという条件で揃っているでしょうか。不十分な場合は、今後3年の間に全顧問先と契約書を交わすことになります。その場合も、PPAPのメールで契約書案のファイルやりとりして、「さあ、契約書本体は印刷してハンコ押して郵送」という方法ではなく、この機会に電子契約サービスを使うことをお勧めします。

単に制度に対応するというのではなく、業務をうまく電子化して、税理士事務所と顧問先の両方で働き方改革を進めましょう。また、こうした電子化は新型コロナウイルス感染症対策で必要になっているテレワークにも有効です。

変えていかなければならないことは多いのですが、すぐにやめられるはずのものとして、まずPPAPを取り上げました。もはや意味を失った規則や習慣に対しては、それに従うのではなく、それ自体を変えていくという考え方をしたいですね。